

第6回 実定法解釈論4——刑罰と法

1. 刑罰論

- なぜ刑罰が科されるのか。刑罰は、犯罪行為に対する応報であるという見解と、行為者の反社会的性格の教育であるという見解とがある。
- 前者によれば、犯罪は行為者の自由意思により行われ、行為者は犯罪を行ったことに対して道義的非難を受けるべきとされ、刑罰と犯罪とは均衡しなければならないとされる。
- 後者によれば、人間の意思は素質と環境によって決定されることを前提として、行為者の反社会的性格が犯罪として現れたと考えられ、刑罰と犯罪とは必ずしも均衡しなくともよいとされる。
- この刑罰の本質に関する見解の対立は、刑罰の目的について、一般予防と解するか、特別予防と解するかの対立にも連関する。
- 刑罰は、犯罪者の法益の侵奪という観点から分類すれば、生命刑、身体刑、自由刑及び財産刑に分類できる。わが国の刑法は、刑罰として、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料と没収を定めている(9条)。過料は、刑罰ではなく、行政罰である。